

あきる野市中心身障害者通所授産施設条例に規定する「五日市希望の家」については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、引き続きあきる野市社会福祉協議会に管理を行わせる。

理由

「五日市希望の家」は、就業困難な心身障害者に対して社会的自立を支援する授産指導を行っており、活動内容は、調理実習、茶道教室、絵画教室及び街へ出る会などの社会化適応事業と廃品回収、委託清掃、手作り作品及びバザー出店などの作業・訓練事業を実施している。

市では、心身障害者通所授産施設として条例を設置し、昭和62年から管理運営をあきる野市社会福祉協議会に委託し、また、平成18年度からは指定管理者として指定し、現在に至っている。この間、利用者も施設での生活に慣れ、職員も各利用者の特性を理解し、相互の信頼関係は強固なものとなり、保護者からも安心して通わせられると評価されている。また、授産施設として施設の委託清掃・廃品回収などの社会的自立に向けて取り組んでいるが、利用者の特性に合った活動内容や活動量を踏まえながら、年間プログラムを実施している。このことから、1人当たりの活動による工賃は、平成10年度が年額63,813円であったのに対し、平成18年度には年額113,357円と77%の伸びを示し、このことから指定管理者と利用者との良好な関係が伺えるものであり、順調な運営となっている。

あきる野市社会福祉協議会は、あきる野市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の非営利団体である。

経営の原則は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図るとしており、地域の障害者福祉の活動拠点として「五日市希望の家」をあきる野市社会福祉協議会が運営管理することは、地域福祉施策の展開と施設管理が一体的に推進されるものである。

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、地域社会への自立のための通所訓練施設等の需用は益々高まってきており、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進することを目的に設置された社会福祉協議会が引き続き管理していくことが最も望ましいものであり、それにより、円滑な運営と事業効果が相当程度期待できるものである。